

第六十四回 帝國議會貴族院 恩給法中改正法律案特別委員會議事速記錄第九號

昭和八年三月二十三日(木曜日)午前十時  
十六分開會

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレデハ是カ

ラ委員會ヲ開會イタシマス、直チニ懇談會ニ移リマス

午前十時十七分懇談會ニ入ル

午前十一時十九分開會

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレデハ委員會ハ之ニテ休憩イタシマシテ、午後一時三十分ヨリ再開イタシマス

午前十一時二十一分休憩

午後一時四十六分開會

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレデハ是カ  
ラ委員會ヲ再開イタシマス、順序ト致シマシテ本案ニ付テ討論ヲ致スノデゴザイマス  
ガ、全然之ヲ否決スベシト云フヤウナ御意見モナイヤウニ考ヘマスカラシテ、ソレハ

省キマシテ、修正案ニ付テ研究シテ行ッタ

ラドウデスカ、此修正案ハ、先例ニ依リマス、原案ニ最モ遠キモノヨリ順次之ヲ採決ストアリマスガ、別ニ全般ノ修正デハナ

イヤウデアリマスカラ、順序ト致シマシテ、先ヅ殆ド此條文ニ依テノ修正案ヲ研

究シタラドウカト思ヒマス、サウ致シマス  
ト御話ノ出タ第五十八條ノ問題デス、正式ニ修正案ヲ御提出ヲ願ヒタイ  
○公爵一條實孝君 私ハ恩給法改正ノ精神ニ付テ甚ダ不満ヲ感ズル、一人デアリマスガ、之ヲ全部否決スルト云フヤウナ極端ナルコトハ此際控ヘタイト思ヒマス、デ自分ノ最モ不條理デアラウト思フ點ノ修正意見ヲ提出イタシタイト思ヒマス、修正意見書ヲ讀上ゲマス

修正意見書

七頁本改正案「第五十八條第一項第一號中「兵卒」ヲ「兵」ニ、同項第二號中「六年未滿」ヲ「二年以下」ニ改ム」ノ次ノ「同條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ」ノ以下第三號、第四號全部ヲ削除シ、其次ノ「同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ」ハ三號四號修

正ノ結果當然ノ影響ニ依リ、前項第四號ノ所得ノ項ヲ削除ス

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレハ別々ニ本文ニ付キマシテハソレダケデアリマス、

次ニ附則ノ……

○公爵一條實孝君 ソレデハソレダケ一項

目ノ修正意見ヲ提出イタシマス、更ニ此機会ニ皆様ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスコ

ト、百九十萬圓バカリアルノデアリマスルカラ、ソレヲ或ハ千圓以上ト致シマストカ、

或ハ千五百圓以上ト致シマストカ云フコトノ押ヘヤウハ政府當局ニ十分ノ御心配ヲ

願フタントシテモ、十分私ハ此處カラ一割減ト云フヤウナ方法ヲ御採リニナリマシテ、

ニ承知、了解イタシテ居ルノデアリマスルガ故ニ、若シモ政府ノ方デ只今ノ修正ノ結果、相當ニ恩給ノ額ヲ減ラスト云フ案ガ其

修正ニ依テ侵サレルヤウナ場合ニハ斯ウ云フコトヲ爲サフタラ宜イデヤナイカト云

云フコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手許ニ普通恩給受給者年額別人員ト云フモノ

ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマシテ、斯ウ云フコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手

許ニ普通恩給受給者年額別人員ト云フモノ

ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手

許ニ普通恩給受給者年額別人員ト云フモノ

ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手

許ニ普通恩給受給者年額別人員ト云フモノ

ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手

許ニ普通恩給受給者年額別人員ト云フモノ

ノコトヲ申上ゲタイト思ヒマス、私共ノ手

致シマシテモ假リニ三千圓ヲ抑ヘマシテ、其以上ノ六千圓迄ノ人ノ恩給額ヲ見マスル

ト、百五十萬圓バカリアルノデアリマスルカラ、ソレヲ或ハ千圓以上ト致シマストカ、

或ハ千五百圓以上ト致シマストカ云フコトノ押ヘヤウハ政府當局ニ十分ノ御心配ヲ

願フタントシテモ、十分私ハ此處カラ一割減ト云フヤウナ方法ヲ御採リニナリマシテ、

恩給ダケニ依テモ國費ノ膨脹ヲ防グト云

ト其目的ニモ副ヒ、又ソレガ最モ公正ナ御改

正ノ一つデアラウト思ヒマシテ、今ノ修正案ガ容レラレマストシマシタ結果、政府ニ於テ

非常ニ御困リデアルト云フナラ、斯ウ云フコトヲ改メテ御考ヲ願テ、勅令ナリ

ガ、假リニ三千圓ト云フ所ガ恩給受給者ノ

ノ方ニ對シテ、一體國家ガ幾ラ昭和六年末ニ支給シテ居ルカト云フコトヲ調べマスト

云フト、私ノ概算デアリマスルガ百九十万圓バカリヲ給シテ居ルノデアリマス、從ヒ

マシテ今日ノ時局非常時ニ當リマシテ、既

ノ官吏ノ方ハ一割ノ減俸ヲサレテ居ルト云

レドモ、只今ノ御提案ニ賛成ヲ致シ兼ネル

ノデアリマス、今日此際衆議院カラ可決送

付ニナツタ案ヲ修正ヲシテ、衆議院ニ戻シテ、衆議院ガ呑ミ得ルモノナラバ兎モ角、其コトハ容易デナイト私ハ考ヘマスルノデ、貴族院ト致シマシテハ今日ニ及ンデ此案ノ萬ニモ不成立ヲ來スト云フヤウナコトガアツテハ、我ガ貴族院ノ立場ニ鑑ミテ容易ナラヌコトト考ヘマス、甚ダ殘念デアリマスルケレドモ只今ノ御提案ニハ御賛成イタシ兼ネマス、ト云フコトヲ申上ゲマス。

○子爵大河内輝耕君 誠ニ一條公爵ノ御提案ハ御尤ナ御提案デ、我ニモ實ハ直シタイ所ガ澤山アルノデアリマス、アリマスガ何分ニモ實質上ノ改正デアリマスシ、會期切迫タ際ニ此際ヤテ居ルト云フト、今塙本君ノ言ハレルヤウナ結果ニナルト云フコトハ誠ニ残念デアリマス、唯私が特ニ申上ゲテ置キタインハサウ云フ一條公爵ノヤウナ修正案ガ出ルト云フコトハ此案ガ不備ダカラ出ル、サウ云フコトハ政府ニ於カレテモ能ク其コトヲ念頭ニ置カレテ、サウシテ唯通レバソレデ宜インダト云フヤウナコトデナク、本當ニ立派ナ修正ヲシテ堂々ト出スト云フヤウナ風ノモノニ他日シテ戴キタイ、他日スルカシナイカト云フコトヲ今伺フ譯デモ何デモナイノデスガ、能ク其趣旨ノアル所ヲ十分呑込ンデ戴キタ

イ、斯ウ云フ財政逼迫ノ際ダカラ、我ニモ仕方ガナイカラ實ハ呑込ムノデスケレドモ、此條文バカリデハナイ幾ラモアリマス、惡イ所ハ……ソレデ一條公爵ノ御趣旨ハ誠ニ御尤ダト思フカラ能ク政府デソレヲ呑込ムト云フ強イ希望ヲ附シテ遺憾ナガラ塙本君ノ御説ニ賛成イタシマス。

○男爵淺田良逸君 此削除ノ中ノ第三項ハ削除シ、第四項ニ付テハ活カス、斯ウ云フ考ヲ述ベタインデアリマスガ、少シソレデハ違テ居リマセウカ

○委員長(伯爵壽口直亮君) 構ヒマセヌ、併シ御趣旨ハ大體ヲ極ク簡單ニ一ツ御述べニナツテ下サイ  
○男爵淺田良逸君 第三項ノ方ハ豫テ論ジ盡サレテ居リマス通り、此問題ハ下級軍人ノミニ關スル問題デ、衆議院ニ於テモ最モノミニ同情深ク論議セラレ、貴族院ニ於テモ亦皆同様ニ付テ御意見ガナケレバ、直ニ採決ニ入ルコトニ致シマス、ソレハ淺田男爵ノ修正案ニ賛成ノ方ノ舉手ヲ正スル所ノ根本主義デアル金ヲ減スト云フコトニハ殆ド影響ハゴザイマセヌ、其費用ハ既ニ配付ヲ受ケタモノニ依テ明カナル通り、今後十年間ニ於テハ一萬圓ニモ達シナス、サウスルト、次ニ淺田男爵ノ御修正案ノ御提案願ヒマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) 少數ト認メマス、是カラ問題ニ致シマス附則ハ、附則以外ニ他ニ、修正ノ御意見ガゴザイマスレバ、御提出願ヒタイト思ヒマス  
○織田萬君 私ハ實質上ニハ別ニ何等修正スルコト夥シク、將來景氣回復ノ時ニ於テ

下級軍人ヲ是カラ募ル上ニ於テ、斯ノ如キ法ヲ存スルコトハ極メテ不利デアル、謂ハバ國軍ノ必要上カラ之ヲ是非共削除スルトモアリマシタノデ御同意ヲ申上ゲマス

イテアリマス「第七十五條ニ左ノ一項ヲ加フ」修正ハ其第三行目、「其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間」、「五年」ヲ「十年」ニ、次ニ「十分ノ三」ヲ「十分ノ五」ニ改ム、提案ノ理由ハ説明スル迄モゴザイマセヌデ、折角政府ガ此處迄遺族扶助料トシテ見テ參リマシタ、配付ヲ受ケタ表ニ依レバ、其年額十三萬九千圓デアリマス、ノダト云フコトデアリマシタガ、暫ク私ハ此表ニ依テ申シマス、之ニ十分ノ三ヲ五ニ改メマシテモ、大體經費上ニハ些々タル影響デアルト考ヘル、而モ其效果ノ及ボス所ハ甚大デアルト云フ考カラ修正案ヲ提出イタシマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) 本件ニ付テ御意見ハゴザイマセヌデスカ、御意見ガナケレバ、直ニ採決ニ入ルコトニ致シマス、ソレハ淺田男爵ノ修正案ニ賛成ノ方ノ舉手ヲ正スル所ノ根本主義デアル金ヲ減スト云フコトニハ殆ド影響ハゴザイマセヌ、其費用ハ既ニ配付ヲ受ケタモノニ依テ明カナル通り、今後十年間ニ於テハ一萬圓ニモ達シナス、是カラ問題ニ致シマス附則ハ、附則以外ニ他ニ、修正ノ御意見ガゴザイマスレバ、御提出願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) 少數ト認メマス、是カラ問題ニ致シマス附則ハ、附則以外ニ他ニ、修正ノ御意見ガゴザイマスレバ、御提出願ヒタイト思ヒマス

ヲ施スペキ意見ハゴザイマセヌガ、唯先般  
モ此字句ノ修正ニ付テ御参考ノ爲ニ申上ゲ  
テ置キマシタガ、字句ノ修正ハ政府モ寧ロ  
喜ンデ居ラレルコトト思フノデアリマス、  
又衆議院モ敢テ不賛成ヲ表スルト云フコト  
モナカラウト思ヒマス、從テ其修正ノ爲ニ  
本案ガ不成立ニナルヤウナ虞ハナイト思ヒ  
マスルカラシテ、若シ皆サンガサウ云フ御  
考ヲ以テ修正ニ御贊同下サレバ此處ニ修正  
ノ意見ヲ提出シタイト思ヒマス、併シ皆サ  
ンガソレデモ、モウ會期切迫ノ際ダカラシ  
テ、其不都合ナ所ハ今後……此際忍バウト  
云フヤウナ多數ノ御意見デアレバ、私モ強  
ヒテ此處ニ修正意見ヲ提出スルコトヲ避ケ  
タイト思ヒマス、皆サンノ御意向ニ依ダテ各  
條ノ修正ヲ申出デタイト思ヒマス、先ヅ其  
先決問題トシテ皆サンニ御諸リヲ致シタイ  
ト思ヒマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) 私ハ第二十頁ノ附則第  
一條中「本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ  
施行ス」トアルヲ「本法ハ昭和九年四月一日  
喜ンデ居ラレルコトト思フノデアリマス、  
又衆議院モ敢テ不賛成ヲ表スルト云フコト  
モナカラウト思ヒマス、從テ其修正ノ爲ニ  
本案ガ不成立ニナルヤウナ虞ハナイト思ヒ  
マスルカラシテ、若シ皆サンガサウ云フ御  
考ヲ以テ修正ニ御贊同下サレバ此處ニ修正  
ノ意見ヲ提出シタイト思ヒマス、併シ皆サ  
ンガソレデモ、モウ會期切迫ノ際ダカラシ  
テ、其不都合ナ所ハ今後……此際忍バウト  
云フヤウナ多數ノ御意見デアレバ、私モ強  
ヒテ此處ニ修正意見ヲ提出スルコトヲ避ケ  
タイト思ヒマス、皆サンノ御意向ニ依ダテ各  
條ノ修正ヲ申出デタイト思ヒマス、先ヅ其  
先決問題トシテ皆サンニ御諸リヲ致シタイ  
ト思ヒマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) 速記ヲ始メ  
ヲ止メテ……  
(速記中止)

○委員長(伯爵壽口直亮君) 速記ヲ始メ  
テ……

○公爵一條實孝君 私ハ第二十頁ノ附則第  
一條中「本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ  
施行ス」トアルヲ「本法ハ昭和九年四月一日  
喜ンデ居ラレルコトト思フノデアリマス、  
又衆議院モ敢テ不賛成ヲ表スルト云フコト  
モナカラウト思ヒマス、從テ其修正ノ爲ニ  
本案ガ不成立ニナルヤウナ虞ハナイト思ヒ  
マスルカラシテ、若シ皆サンガサウ云フ御  
考ヲ以テ修正ニ御贊同下サレバ此處ニ修正  
ノ意見ヲ提出シタイト思ヒマス、併シ皆サ  
ンガソレデモ、モウ會期切迫ノ際ダカラシ  
テ、其不都合ナ所ハ今後……此際忍バウト  
云フヤウナ多數ノ御意見デアレバ、私モ強  
ヒテ此處ニ修正意見ヲ提出スルコトヲ避ケ  
タイト思ヒマス、皆サンノ御意向ニ依ダテ各  
條ノ修正ヲ申出デタイト思ヒマス、先づ其  
先決問題トシテ皆サンニ御諸リヲ致シタイ  
ト思ヒマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレカラ之ニ  
關聯シタ修正意見ガアリマス  
○子爵伊東二郎丸君 私ハ一條公爵ノ修正  
意見ト少シ變ツタ修正ヲ提出イタシタイト  
思ヒマス、ソレハ附則第一條ノ但書ニ「第  
四十六條ノ一及第五十八條第一項第四號ノ  
改正規定ハ」トアリマスノヲ、「但第四十六  
條ノ二」、ソレカラ點ヲ打ツナリ何ナリ致シ  
マス、「第五十八條第一項第四號及第五十  
九條ノ規定ハ」云々ト云フコトニ修正意見  
ヲ提出イタシマス  
○子爵大河内輝耕君 一條公爵ノ御提案ハ  
誠ニ直裁簡明デ立法ノ體裁カラ言フテモ、趣  
旨カラ言フテモ斯ウアルベキモノト思ヒマ  
ス、併シ斯ウナリマスト又財政ヤ何カノ都  
合デ隨分面倒ガ起ツテ來マスシ、ドウモ容易  
ニ實行上餘分ナ難儀ヲ起シテ來ルト思ヒマ  
スカラ、多少不徹底ノ嫌ハアリマス、不徹  
底トハ存ジマスケレドモ伊東子爵ノ御提案  
ニ贊成イタシマス

○公爵一条實孝君 私ハ第二十頁ノ附則第  
一條中「本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ  
施行ス」トアルヲ「本法ハ昭和九年四月一日  
喜ンデ居ラレルコトト思フノデアリマス、  
又衆議院モ敢テ不賛成ヲ表スルト云フコト  
モナカラウト思ヒマス、從テ其修正ノ爲ニ  
本案ガ不成立ニナルヤウナ虞ハナイト思ヒ  
マスルカラシテ、若シ皆サンガサウ云フ御  
考ヲ以テ修正ニ御贊同下サレバ此處ニ修正  
ノ意見ヲ提出シタイト思ヒマス、併シ皆サ  
ンガソレデモ、モウ會期切迫ノ際ダカラシ  
テ、其不都合ナ所ハ今後……此際忍バウト  
云フヤウナ多數ノ御意見デアレバ、私モ強  
ヒテ此處ニ修正意見ヲ提出スルコトヲ避ケ  
タイト思ヒマス、皆サンノ御意向ニ依ダテ各  
條ノ修正ヲ申出デタイト思ヒマス、先づ其  
先決問題トシテ皆サンニ御諸リヲ致シタイ  
ト思ヒマス

○公爵一条實孝君 私ハ第二十頁ノ附則第  
一條中「本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ  
施行ス」トアルヲ「本法ハ昭和九年四月一日  
喜ンデ居ラレルコトト思フノデアリマス、  
又衆議院モ敢テ不賛成ヲ表スルト云フコト  
モナカラウト思ヒマス、從テ其修正ノ爲ニ  
本案ガ不成立ニナルヤウナ虞ハナイト思ヒ  
マスルカラシテ、若シ皆サンガサウ云フ御  
考ヲ以テ修正ニ御贊同下サレバ此處ニ修正  
ノ意見ヲ提出シタイト思ヒマス、併シ皆サ  
ンガソレデモ、モウ會期切迫ノ際ダカラシ  
テ、其不都合ナ所ハ今後……此際忍バウト  
云フヤウナ多數ノ御意見デアレバ、私モ強  
ヒテ此處ニ修正意見ヲ提出スルコトヲ避ケ  
タイト思ヒマス、皆サンノ御意向ニ依ダテ各  
條ノ修正ヲ申出デタイト思ヒマス、先づ其  
先決問題トシテ皆サンニ御諸リヲ致シタイ  
ト思ヒマス

○公爵一条實孝君 恩給局長ニ同ヒマス  
○公爵一条實孝君 恩給局長ニ同ヒマス  
○公爵一条實孝君 同じ御趣意ノ下ニ如何ニ改正スルカト云フ  
○公爵一条實孝君 同じ御趣意ハ同ジダト思ヒマテ、此  
(舉手者少數)



ト云フコトデゴザイマシテ、其具體的ト云  
フ點ハドウ云フコトカ知レマセヌケレドモ、  
今迄此處デ色ニ論議サレタコトハ總括サレ  
テ居ルモノト云フヤウニ御解釋下サレテ差  
支ナイト存ジマス、唯ソレヲ一々茲ニ掲ゲ  
ルト大變ナコトニナリマスカラ、概括シテ  
書キマシタノデ、總テノ點ヲ總括シテ斯ウ  
云フモノガ出來タト云フコトニ解釋シテ宜  
シカラウ、解釋スペキモノト存ジマス、今  
マデノ御議論ニ出ナカタコトニ付キマシ  
テモ、御意見ガアリマシタラ、此希望決議  
ノ討議ノ際ニ御述べ下サレバ、自然又ソレ  
ガ此決議ノ重要ナル説明トナツテ、政府ニ強  
ク響クト云フコトニナリマスルカラ、結構  
ナコトト存ジマス、大體サウ云フヤウナ意  
味デ提議イタシマシタ

○委員長(伯爵壽口直亮君) 速記ヲ始メ  
ヲ止メテ下サイ

(速記中止)

○委員長(伯爵壽口直亮君) 速記ヲ始メ  
テ……其次ノ一ツ御提案ヲ願ヒマス

○子爵大河内輝耕君 第二ノ希望決議ヲ讀

ミマス

希望決議

恩給ノ甚シキ増額ヲ來タセル原因ハ官吏  
ノ任免放漫ニ失セルコト多キニ居ル、政

府ハ宜シク慎重ニ考慮シ以テ如上ノ弊ヲ  
阻止スペキモノト認ム

之ヲ簡單ニ説明イタシマスガ、如何ニモ官  
吏ノ任命ノ仕方ガ無統制デアリマシテ、一  
任命ト云フヨリモ寧ロ採用デアリマス、  
採用ノ仕方ガ無統制デアリマシテ、一  
定ノ方針ヲ立テテ採用シテハ居ラナイ、  
其爲ニ各省皆苦シニ居ル、人間ノ多イ  
ノニ苦シニ居ル、皆三等一級ニ行フテ  
引掛カツテ居ルト云フ體裁デアル、是ハ高等  
官デモ判任官デモ同ジデアル、ソレデ少シ  
極端ナ話ニナリマスガ、皆様官吏ノ方ニニ  
考ヘテ戴キタイト思フカラ、私ハ特ニ述べ  
テ置キマスガ、或ル老練ナ高等官ガ斯ウ云  
フコトヲ言ハレタコトガアル、私ハ餘り官  
吏ノ採用ノ仕方ガ目茶苦茶デヤナイカト云  
フト、イヤアレハドウシテモサウシナケレ  
バヤツテ行ケナインダト云フヤウナコトデ  
アリマス、其惡イト云フコトハ認メテ居ラ  
レルヤウデアル、併シソノナコトヲ言フタ  
ノデハ是ハ到底抛テ置クコトハ出来ナイ、  
何トカ是ハ閣議デシカリト御決定ニナツテ、  
斯ウ云フヤウナ行政整理ヲシナケレバナラ  
ナイヤウナ場合ハ、當分採用ハ見合セルト  
カ、或ハサウデナイ場合モ全體ノ官吏ノ二  
十分ノ一ナリ、或ハ三十分ノ一ナリ、相當

ナ制限ヲ付ケテ新ニ採用シテ行クト云フヤ  
ウナ風ニデモシナケレバ、是ハモウ恩給ノ  
無方針ニ統制ナク各省ガ勝手ニ官吏ノ採用  
ヲヤツテ居ラテハ殖エルバカリデアル、官吏  
ガ殖エルカラ仕事ヲ殖ヤス、高等官三等ガ  
澤山殖エテ困ルカラ、勅任官ノ地位ヲ殖ヤ  
スト云フヤウナコトモ始終行ハレテ居ルケ  
レドモ、斯ウ云フ風デマルデ此頃ノ學校ト  
云フモノハ、勵ク人ヲ造ルノデハナク、テ恩  
給ヲ貰フ人ヲ造ルヤウナ狀態デアル、國家  
ノ爲ニ非常ニ不經濟デアル、ソレカラ又免  
官ノ方モサウデス、立派ナ勵ケル人間ヲ構  
ハズ罷メテシマフ、ソレハ仕事ニ依テハ若  
人デナケレバ出來ナイコトモアリマスケ  
レドモ、又仕事ニ依テハ年ヲ取タツテチ  
トモ差支ナイ仕事ガアル、サウ云フヤウナ  
仕事ニハ成ルベク無暗ニ人ヲ免職スルヤウ  
ナコトヲシナイデ、ユル／＼安心シテ仕事  
ヲシテ行ケルト云フヤウナ途ヲ御開キニ  
ナツテ、出來ルナラバ官吏停年制位ノモノヲ  
捨ヘテ、サウシテ其罷免ノ方モ無暗ナコト  
サウスレバ恩給ノ増加ト云フモノハ餘程減

少サレルダラウト思フ、若シモ官吏ノ任免ニ  
斯ンナ提案ハ出ナカタラウト思フ、恩給亡  
國ト云フヤウナ聲モ起ラナカタラウト思  
フ、ソレヲ無暗ニ採用シ、無暗ニ罷免シタ  
爲ニ、到頭斯ウ云フヤウナ狀態ニナツ、ド  
ウカ此點ハ將來政府ハ御注意ヲ願ヒタイト  
云フ意味デ之ヲ附ケマシタ

○今井五介君 チヨット今ノ御提案ノ希望

決議ニ付テ御尋シタイノデアリマス、單ニ  
「官吏ノ任免放漫ニ失セルコト云々」、官吏ダ  
ケデアリマスカ、私ハ教育職員ト云フヤウナ  
方面デ非常ニ今多數ニ失シテ居ルヤウニ  
思テ居ル、是等ノ方ニハ矢張リ此意味ハ  
含マシテアリマスカ、單ニ官吏バカリデア  
リマスカ

○子爵大河内輝耕君 申落シマシタガ勿論  
含マツテ居リマス

○委員長(伯爵壽口直亮君) ソレデハドウ  
デスカ、是ハ官吏デ宜ウゴザイマスカ、或  
ハ恩給法ニ依テ公務員ト云フノヲ使ヒマ  
スカ、ドウデスカ、御相談ヲ……

○子爵大河内輝耕君 速記ハ止テ居リマ  
スカ

○委員長(伯爵壽口直亮君) イヤ、速記ヲ  
止メテ下サイ

〔速記中止〕

希望決議

○委員長(伯爵溝口直亮君) 速記ヲ始メ  
テ……然ラバ此希望決議ノ第二ハ是デ  
御異議ゴザイマセヌカ……此文句ノ中ノ此

「官吏」ト云フ文字ハ、極ク常識的ナ言葉デ、  
實際教職員トカ其他ノ者モ此中ニ多少含  
ンデ居ルモノト御承知願ヒタウゴザイマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵溝口直亮君) 十分バカリ休  
憩シタイト思ヒマス……

○公爵一條實孝君 チヨット此機會ニ或ハ  
速記ヲ止メテ戴イタ方ガ宜イカモ知レマセ  
ヌガ……

○委員長(伯爵溝口直亮君) ソレデハ速記  
ヲ……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵溝口直亮君) デハ速記ヲ  
……チヨット十分間バカリ休憩ヲ致シマシ  
テ、三時カラ開會ヲ致シマス

午後二時五十四分休憩

午後三時七分開會

○委員長(伯爵溝口直亮君) ソレデハ委員  
會ヲ再會イタシマス、希望決議ヲ御提案願  
ヒマス

○男爵淺田良逸君 希望決議ノ提案ヲ致シ  
マス、讀上ゲマス

近來ノ法制上條項ノ排列及字句ノ選定妥  
當ナラザルモノ多ク本改正案ニ於テ殊ニ

助料ノ増額ニ就キテハ不徹底ノ點アリト  
認ムルヲ以テ將來速ニ適當ナル改正ヲ行  
ハレンコトヲ望ム

此理由ニ付テハ既ニ論ジ盡サレテ十分御承  
知ノコトト存ジマスノデ省略ヲ致シマス  
○委員長(伯爵溝口直亮君) 此希望決議ニ  
付テ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵溝口直亮君) ソレカラ其次  
ノ……

○織田萬君 字句ノ修正ニ付テ希望決議ヲ  
シテ戴キタイト思ヒマシタケレドモ、是ハ  
他ノ希望決議ニ比スレバ極ク性質ハ輕イコ  
トデアリマスカラ、希望決議トシテモ少シ  
仰山過ギルト云フヤウナ嫌モナイデハアリ  
マセヌ、ソコデ委員長カラ此本案審査ノ經

過竝ニ結果ヲ御報告ニナリマスル時ニ、敢  
テ希望決議トシテハ附サナカタガ、委員會  
ノ全會ノ一致ノ意見ガ斯ウ云フ所ニアッタ  
ト云フコトヲ一つ附ケ加ヘテ御説明下サッ  
タラ宜シカラウト思ヒマスガ、其越意ハ私  
決議トシテ案ヲ作タノアリマスケレド

モ、是ト同様ノコトヲ述べテ戴キタイト思  
フノデアリマス

ヲ以テ……

○委員長(伯爵溝口直亮君) 他ニ御發言ガ

甚シキモノアルハ遺憾ニ堪ヘズ政府ハ將  
來此處ニ意ヲ致サレムコトヲ望ム

○塙本清治君 織田博士ノ御意見ノ如ク、  
委員長ニ於テ御取計ヒ下サルコトノ意味

委員長 出席者左ノ如シ  
副委員長 伯爵溝口 直亮君  
委員長 佐藤 三吉君  
副委員長 男爵井上 清純君  
委員長 田博士ノ御述ベニナリマシタ通リ、委員長  
ニ於テ本議場ニ於キマシテ説明ノ際ニ、希  
望決議ニ附加ヘマシテ此意味ヲ申述ベテ宜  
シウゴザイマスカ

○委員長(伯爵溝口直亮君) サウスルト織  
田博士ノ御述ベニナリマシタ通リ、委員長  
子爵伊東二郎丸君  
子爵大河内輝耕君  
佐藤 三吉君  
公爵一條 實孝君  
眞野 文二君  
織田 萬君  
塙本 清治君  
男爵淺田 良逸君  
男爵渡邊 修二君  
今井 五介君

出席者左ノ如シ  
午後三時十六分散會

午後三時十六分散會

委員長

伯爵溝口 直亮君

副委員長

男爵井上 清純君

委員長

田博士ノ御述ベニナリマシタ通リ、委員長

子爵伊東二郎丸君

子爵大河内輝耕君

佐藤 三吉君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君

今井 五介君

公爵一條 實孝君

眞野 文二君

織田 萬君

塙本 清治君

男爵淺田 良逸君

男爵渡邊 修二君